第五十三条第一項第二号	第四十七条から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項	第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項、第七十七条第七項若しくは第八項
第五十三条第一項第三号	第五十条第二項各号又は第三項各号	第五十条第二項各号
第五十三条第一項第五号	第五十二条又は第五十二条の二	第五十二条、第五十二条の二又は第七十六条の二第二項
第五十三条の二の見出し	設計審査等	第十四条又は第六十一条第一項の技能講習
第五十三条の二第一項	による設計審査等	による第十四条又は第六十一条第一項の技能講習
	に対し設計審査等	に対し第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習
	により設計審査等	により第十四条又は第六十一条第一項の技能講習
	当該設計審査等	当該第十四条又は第六十一条第一項の技能講習
第五十三条の二第二項	設計審査等	第十四条又は第六十一条第一項の技能講習

第七十七条第六項中「登録製造時等検査機関登録簿」を「登録設計審査等機関登録簿」に改める。

第九十六条第三項中「、登録製造時等検査機関」を「、登録設計審査等機関」に、「（外国登録製造時等検査機関」を「（外国登録設計審査等機関」に、「外国登録製造時等検査機関」を「外国登録設計審査等機関」に、「「登録製造時等検査機関等」を「「登録設計審査等機関等」に改める。

第九十七条の見出し中「労働者の」を削り、同条第一項中「労働者」を「作業従事者」に改め、同条に次の一項を加える。

3　注文者、機械等貸与者その他第一項の作業従事者に係る事業を行う者の契約の相手方は、同項の申告をしたことを理由として、当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

第九十八条第二項中「労働者」を「作業従事者」に改め、「請負人又は」の下に「機械等若しくは」を加える。

第九十九条第一項中「事業者」を「事業を行う者」に改め、同条第二項中「労働者」を「作業従事者」に改める。

第百条第一項中「建築物貸与者」の下に「、通知対象物譲渡者等」を加え、同条第二項中「登録製造時等検査機関等」を「登録設計審査等機関等」に改め、第十章に次の一条を加える。

（災害状況の調査）

第百条の二　厚生労働大臣は、労働災害の防止に資する施策を推進するため、業務に起因して作業従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した災害の発生状況に係る情報その他の必要な事項について調査を行うことができる。

2　厚生労働大臣は、前項の調査のために必要なときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業を行う者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができる。

3　前項の厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長に委任することができる。

4　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に委任することができる。

第百一条第四項中「により通知された事項」の下に「（同条第三項又は第六項の規定により成分の通知に代えて代替化学名等が通知された場合における当該代替化学名等を含む。）」を加える。

第百三条第一項中「規定」の下に「（第五十七条の二第四項及びこれに基づく命令の規定を除く。）」を加え、同条第二項中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に、「、製造時等検査」を「、設計審査等」に改め、同条に次の一項を加える。

4　代替化学名等通知者は、厚生労働省令で定めるところにより、第五十七条の二第四項又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類を、保存しなければならない。

第百十二条第一項第四号中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改め、同項第四号の二中「第三十八条第一項」を「第三十七条第三項」に改め、同項第五号中「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第百十二条の二第一項中「官報で告示しなければ」を「公示しなければ」に改め、同項第一号中「第三十八条第一項」を「第三十七条第三項」に改め、同項第四号及び第六号中「製造時等検査」を「設計審査等」に改める。

第百十五条の三第一項中「製造時等検査、」を「設計審査等、」に、「登録製造時等検査機関」を「登録設計審査等機関」に改める。

第百十六条及び第百十七条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第百十八条中「登録製造時等検査機関等」を「登録設計審査等機関等」に改める。

第百十九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第五十九条第三項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第六十五条の四」を「第六十五条の三第一項、第六十五条の五」に改め、「第九十七条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第二号及び第三号中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「者」を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　第五十七条の二第一項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

第百二十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第三十二条第一項から第六項まで」を「第三十条の四第一項、第三十二条第一項から第七項まで」に、「第四十五条第一項若しくは第二項」を「第四十五条第一項から第三項まで」に、「第五十七条の二第四項、第五十七条の四第一項」に改め、「第百三条第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第二号から第六号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第百二十一条中「登録製造時等検査機関等」を「登録設計審査等機関等」に改め、同条第四号中「若しくは」を「又は」に改める。

第百二十三条第一号中「外国登録製造時等検査機関等」を「外国登録設計審査等機関等」に改める。

附則第四条を削る。

別表第一中「第三十七条」の下に「、第三十八条」を加える。

別表第四に次の一号を加える。

十四　前各号に掲げるもののほか、第四十二条第一項の機械等のうち安全装置又は保護具であつて、規格等を具備しなければ重大な労働災害を生ずるおそれがあり、かつ、個別検定によることが適当でないものとして政令で定めるもの

別表第四の次に次の二表を加える。

別表第四の二（第四十六条関係）

一　条件	
イ　学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下「工学関係大学等卒業者」という。）で、次の表の上欄に掲げる設計審査を行おうとする機械等の区分に応じ、それぞれ	